

## 南種子町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

南種子町農業委員会

会長 石堂 かよ子

「農業委員会等に関する法律」第 7 号に基づき、南種子町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

### 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

南種子町においては、平地と中山間が混在している。又、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、南種子町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産省・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産省・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員事務局の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 号経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	2,411ha	43,2ha	1,8%
3年後の目標 (平成32年4月)	2,411ha	28,2ha	1,2%
目 標 (平成34年3月)	2,411ha	13,2ha	0,5%

#### 【目標設定の考え方】

平成29年度から平成34年度まで6年間かけて、遊休農地解消を達成する。1年間の遊休農地の解消面積は、5ヘクタールを目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又は、チーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議し・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき毎年10月から11月に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34号に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

利用状況調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する。「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速

やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2, 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	2, 4 1 1 h a	1, 2 2 2 h a	5 0.7 %
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	2, 4 1 1 h a	1, 3 7 2 h a	5 6.9 %
目 標 (平成 34 年 3 月)	2, 4 1 1 h a	1, 5 2 2 h a	6 3.1 %

#### 【目標設定の考え方】

農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」への積極的な参画について

地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」へは、農業委員・推進委員の立場で積極的に参画する。

#### ② 農地の利用調整と利用設定について

農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農地中間管理機構が進める制度を活用した農地集積事業の普及に努める。

具体的には、担い手農家と農地の所有者との意向のマッチングを実施し、基準や条件があったときは農地中間管理機構の事業を活用して農地の集積を図る。

## 3, 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（経営体） （新規参入者取得面積）
現 状 (平成 29 年 4 月)	1 9 経営体 ( 6. 1 h a)

3年後の目標 (平成32年3月)	16経営体 (6.0ha)
目 標 (平成34年3月)	16経営体 (6.0ha)

**【目標設定の考え方】**

過去三年間の実績より、平成29年度から平成34年度まで6年間かけて、16経営体の新規参入を目標とする。1年間の目標は3経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

関係課、JA、県農業振興センターと連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

4. その他

この指針は、農地利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。